

## 緊急事態宣言をふまえた本市立学校園の教育活動等について

平素は、本市教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、大阪府に適用されている緊急事態宣言の期間が延長されたことをうけ、本市立学校園におきましては、次の取組みを実施してまいりますので、ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて変更が生じる場合があることを申し添えます。

## 記

## 1. 対象期間

- ・令和3年9月30日（木）まで（今後の感染状況により変更となる場合があります）

## 2. 授業について

- ・分散登校や短縮授業は行わず、感染対策を徹底したうえで通常の教育活動を継続します。感染リスクの高い活動は実施しません。

## 3. 市立幼稚園における活動について

- ・園外保育については、中止または延期とします。

## 4. 学校行事（文化祭・体育祭・運動会）等について

- ・幼稚園・小中学校の運動会・体育祭は、参観を保護者等に限り、感染対策を行った上で実施します。
- ・感染リスクの高い活動（騎馬戦等）は実施しません。

## 5. 修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事について

- ・原則延期します。
- ・延期が困難な場合は、感染防止策を徹底したうえで以下の条件を満たした場合に限り実施することがあります。

- ・旅行（移動）先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否していない
- ・事前に滞在先（宿泊）の保健所と調整を行い、児童生徒・教職員が陽性となった場合でも、現地での受入体制が整っている
- ・参加する児童生徒、引率する教職員に、事前にPCR検査を実施

## 6. 授業参観について

- ・緊急事態宣言の対象期間中は実施を見送ります。

## 7. 中学校部活動について

- ・原則休止とします。ただし、公式大会やコンクール、発表の場への参加及び参加に向けての活動については、感染防止対策を徹底したうえで、大会期間の3週間前から、活動時間を短縮して実施します。なお、いずれの場合においても、十分な感染症対策を講じるとともに、

感染リスクの高い活動は実施しません。また、発熱や風邪症状がある場合は活動への参加を見合わせるようお願いします。

#### 8. マスクの着用や熱中症予防について

- ・ 体育の授業など運動時は子どもたちの身体へのリスクを考慮し、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すよう指導を行います。
- ・ 呼気が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、マスクを着用していることで、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあります。ご家庭でも、お子さまに十分注意喚起していただきますよう、よろしくお願いたします。

#### 9. PCR検査結果の確認及び把握について

- ・ 幼児・児童・生徒及び保護者（同居の家族を含む）がPCR検査を受検した、または受検することになった場合は、速やかに各校園へご連絡ください。

#### 10. 備 考

- ・ お子様の健康観察に留意し、体調不良の場合は登校・登園を控えるよう、よろしくお願いたします。
- ・ 感染拡大により登校・登園に不安を感じる場合等は、各校園までご相談ください。

お問い合わせ先 富田林市教育委員会 教育指導室 0721-25-1000（内線 361・356）
--